

## 虐待防止・身体拘束適正化のための指針

### 1. 本指針作成の要旨

当事業所における利用者への虐待・身体拘束の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならない。

### 3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の所持金を本人の同意なく勝手に使用する など

#### 4. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

##### ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当事業所では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年1回以上開催する。

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者はその内容の周知徹底を図ることとする。

##### イ 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事例の分析検討をはじめ、虐待防止研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

##### ウ 虐待防止担当者の設置

当事業所では、虐待の防止の為の担当者を置く。

#### 5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。

#### 6. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

施設内で虐待(若しくは虐待と疑われる事案)を発見した従業員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止担当者に報告する。報告を受けた管理者及び虐待防止担当者は、市及び虐待を受けた障害者に係る支給決定権者の虐待担当窓口はその旨を通報することとする。

また、管理者あるいは虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した従業員が直接所管の市町村の虐待通報窓口に通報することとする。

なお、虐待を発見し管理者等に報告した従業者、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町村に通報した従業者に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

#### 7. 虐待発生時の対応に関する基本方針

施設内で虐待が発生した場合、「6. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会に

において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

虐待事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

## 9. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

職員は虐待防止研修に積極的に参加する。

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

### I 身体拘束に対する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない事。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

\*身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を満たすことが必要です。

### II 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に

検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するよう努力をします。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、支援中に以下のことに取り組みます。

①尊厳ある活動に努める。

②言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討する。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者 に主体的な活動をしていただけるように努める。

## Ⅲ 身体拘束廃止に向けた体制

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて委員会を設置します。

#### ①設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・高齢者虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し
- ・身体拘束ゼロを目指して、利用者に身体拘束をすることがないように、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施

#### ②身体拘束適正化委員会の構成員

- 1) 委員長 代表 井上 晋吾
- 2) 委員 各施設管理者
- 3) その他職員

### ③委員会の開催

- ・1年に1回以上定期開催をする。
- ・必要時には随時開催をする。

## IV 委員会における各職種の役割

(委員長)

- 1) 身体拘束における諸課題の最高責任者
- 2) 職員との連携

(委員)

- 1) 身体拘束適正化委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括管理

### 3) 記録の整備

(その他職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特徴の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確にかつ丁寧に行う

## V 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

《身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- (1) 他人への迷惑行為や当人の危険を防ぐために身体を押さえる。
- (2) 行動を落ち着かせるために、鍵付きの部屋に隔離する。
- (3) その他突発的な危険を回避するための措置。

### ①カンファレンスの実施

\*緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてをみたしているかどうかについて検討、確認します。

\*要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

\*廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ②利用者本人や家族に対しての説明

\*身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

\*身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

#### ③記録と再検討

\*法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。その記録は2年間保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### ④拘束の解除

\*③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

### VI 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

①定期的な教育・研修（年1回）の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

### VII 指針の閲覧について

当施設の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表します。

### VIII その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に話し合い共有認識を持ち、拘束をなくしていくような取り組みが必要です。

・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか

・転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか

- ・支援の中で本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束を必要と判断しているか
- ・他の施策、手段はないのか

\*身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務です。

#### 附則

本指針は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。

本指針は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。